

施設基準の届け出に関する事項

●明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

●一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは※ お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

●後発医薬品使用体制加算について(外来後発医薬品使用体制加算も同様)

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬

品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

●医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

●ベースアップ評価料について

当院は厚生労働大臣が定める医療従事者の人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届出をしております。

●物価対応料について

令和 8 年 6 月より、当院の診察代には物価対応料が含まれます。こちらは厚生労働大臣が定める物価高騰対策のための加算となります。

●電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではより安全で適切な医療を提供するため、オンライン資格確認システムを利用し、患者様の同意のもとで医療情報を確認できる体制を整えています。この体制整備を踏まえ、厚生労働省の定めにより、電子的診療情報体制整備加算を算定しています。

ふくまる皮膚科クリニック

院長 福丸 聖太